

## Ⅱ. 基本的考え方

### 1. 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

### 2. 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、必要に応じて計画を見直すこととする。その際、市政の基本方針となる「江津市総合振興計画」や、本市の他の各種計画と整合した計画とする。

### 3. 計画の推進

本市においては、市政の基本方針である江津市総合振興計画の取組みについて、毎年度、PDCAサイクルに基づき、成果や課題、今後の方向性等を行政評価としてとりまとめ、公表している。

本計画に基づく各種施策についても、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

## 4. 基本目標と事前に備えるべき目標

国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 5. 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

本市が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

本市の取組みにあたっては、国の基本計画や市町村の地域計画に基づく取組みや、民間が実施する取組みと連携し、進める。

### (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

### (3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率かつ効果的な維持管理に資する

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する